

入札説明書

東北大学（青葉山2）基幹・環境整備（排水設備）工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和2年11月20日

2 契約担当等

国立大学法人東北大学 理事 植木 俊哉

3 工事概要等

(1) 工事名 東北大学（青葉山2）基幹・環境整備（排水設備）工事

(2) 工事場所 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉6-3 東北大学青葉山2団地構内

(3) 工事概要 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

(4) 工期 令和3年3月31日（水）まで

財政法の定めによる承認を得た場合に令和3年6月30日（水）まで延長予定。

(5) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。

(6) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年 法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

(7) 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムHP (<https://portal.ebid02.mext.go.jp/top/>)の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、東北大学施設部計画課 契約・監理室契約・監理係に紙入札方式参加承諾願（別紙様式1）を提出して行うものとする。

4 競争参加資格

(1) 国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

(2) 文部科学省における管工事に係るA、B等級又は土木一式工事に係るA、B、C等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加資者の資格をいう。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）

でないこと。

- (4) **平成17年度**以降に、元請として完成・引渡が完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- ・ **屋外排水設備を含む工事**
- 経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記の施工実績を有すること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、記載した資格の資格証・免許証の写を添付すること。
- ① **1級管工事施工管理技士又は1級土木施工管理技士**若しくはこれと同等以上の資格を有する者として国土交通省が認定した者であること。
 - ② **平成17年度以降に、上記(4)に掲げる同種工事の経験**を有する者であること。経常建設共同企業体にあつては、1社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 施工場所から10km以内又は東北大学が発注する仙台市内の同一工種工事については、主任技術者の兼務を2件まで認める。また、監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を2件まで認める。
 - ⑤ 工事の進捗に支障の恐れ等が生じた場合は、上記④の措置を取り消し、配置を求めるものとする。
 - ⑥ 記載した資格の資格証・免許証の写を添付すること。
 - ⑦ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる**健康保険証等の写し(被保険者等の記号・番号にマスキングを施すこと)**を添付すること。なお、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (6) 企業の技術力等が適切であること。
- (7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立大学法人東北大学から建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成18年1月20日付け 17文科施第345号 文教施設企画部長)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者(協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ロ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他

上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (10) 東北地方に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 設計業務等の受託者等

- (1) 上記4(8)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

- ・国際航業㈱

- (2) 上記4(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③に該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

- (イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合

- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、

- (イ) については、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合は除く。

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合(共同企業体及び設計共同体を含む。)

とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」並びに「価格」をもって入札に参加し、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち、(2)③によって得られる数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

- (イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこ

と。

- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点、「加算点」は**最高25点**とする。
- ② 「加算点」の算出方法は、別表1の①及び②の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点とする。
また、別表1の①において「欠格」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。
- ③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除し、1億を乗じて得た「評価値」をもって行う。

(3) 評価項目及び評価基準

本工事の総合評価（実績評価型）に関する評価項目、評価基準及び評価点数は別表1のとおりとする。

7 担当部局

(住 所) 〒980-8577 宮城県仙台市青葉区片平二丁目1番1号

(担当部課係) 国立大学法人東北大学施設部計画課契約・監理室
契約・監理係

(電 話) 022-217-4946 (FAX) 022-217-4952

(E-mail) s-keiri@grp.tohoku.ac.jp

8 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、国立大学法人東北大学理事から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期限：令和2年12月4日(金)15時00分まで。

- ② 提出先：上記7に同じ。
- ③ 提出方法：申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送する（簡易書留等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）こととし、電送によるものは受け付けない。

(2) 申請書は、次に掲げるところに従い別紙様式2により作成すること。

なお、①の同種工事の施工実績及び③の配置予定の技術者の同種工事の施工経験については、平成17年度以降かつ申請書の提出期限の日までに、工事が完成し引渡し済んでいるものに限り記載すること。また、①及び③の同種工事の施工実績・経験として記載した工事に係る契約書等（契約書及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料）の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

① 同種工事の施工実績（別紙1）

上記4.（4）に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。なお、別表1中の「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に第2条第1項により規定する法人をいう。（国が資本金の1/2以上を出資する法人を含む）
經常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記4（4）の施工実績を有すること。

② 工事成績（別紙2）

平成30年度及び令和元年度の工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。ただし、以下のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、平成30年度及び令和元年度に完成・引渡しを行い通知を受けた全ての工事の通知書が提出されなかった場合、又は(ii)の工事の品質に関わる問題に関し申告を怠った場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置を行うことがある。

(i) 別表1における工事成績において、2年連続で年度の平均点が65点未満である場合。

(ii) 工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある場合

文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に平成30年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、その事例を具体的かつ簡潔に記載すること。

この場合、重大な問題の事例については、事実確認が可能な文書、写真及び新聞記事等の資料を収集し、有無の判断を行う。なお、「重大な問題」とは、以下のア)～エ)に記載する事項である。

- ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合
- イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合
- ウ) ア)又はイ)の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合
- エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合

なお、別表1中の「工事成績相互利用登録機関」とは、別表2に記載する機関である。

③ 配置予定の技術者（別紙3）

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、上記4(4)に掲げる同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。記載する同種工事の経験の件数は1件とする。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

ただし、経常建設共同体にあっては、同種工事の経験については1社の主任技術者又は監理技術者について記載すること。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置を行うことがある。なお、別表1中の「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に第2条第1項により規定する法人をいう。（国が資本金の1/2以上を出資する法人を含む）

④ 配置予定技術者の工事成績（別紙4）

平成28年度から令和元年度の工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。ただし、過去4年間の平均点が65点未満である場合、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写し等の確認書類について、平成28年度から令和元年度に完成・引渡しを行い通知を受けた全ての工事の確認書類が提出されなかった場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置を行うことがある。

⑤ 事故及び不誠実な行為（別紙 5）

全国又は東北地区において、文部科学省から指名停止措置を受けたもの及び宮城県内において営業停止を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、指名停止措置の期間終了後 6 ヶ月以内（令和 2 年 6 月 23 日以降に終了）のものを全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。

⑥ 法令遵守に対する全社的な対応状況（別紙 5）

法令遵守に対する全社的な体制や規定の整備の有無について記載し、「有」の場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

⑦ ボランティア活動における地域貢献度の実績（別紙 6）

施工都道府県内における過去 2 年間（平成 30 年度以降）の道路・河川・公共施設の清掃や植栽等のボランティア活動を企業として実施した実績の有無について記載し、「有」の場合はこのことを証明できる資料を添付すること。

⑧ 行政機関との災害協定への参加状況（別紙 6）

施工都道府県内の行政機関との災害協定への参加状況の有無について記載し、「有」の場合はこのことを証明できる資料を添付すること

⑨ ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況（別紙 7）

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定の有無について記載し、「有」の場合はこのことを確認できる書類の写しを添付すること。

- (i) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業)又は一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る)
- (ii) 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)
- (iii) 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)

(3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和 2 年 12 月 14 日までに電子入札システム（紙により申請した場合は、書面）により通知する。

(4) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書及び資料は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記7に同じ。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、国立大学法人東北大学理事に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限：令和2年12月21日（月）17時00分
 - ② 提出先： 上記7に同じ。
 - ③ 提出方法：書面により提出するものとする。
- (2) 国立大学法人東北大学理事は、説明を求められたときは、令和2年12月28日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。

10 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
 - ① 提出期間： 令和2年11月20日（金）から令和2年12月11日（金）まで。
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く毎日の9時00分から17時00分までに行うこと。
 - ② 提出先： 上記7に同じ。
 - ③ 提出方法： 持参、メール又は郵送（簡易書留等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。
- (2) 上記（1）の質問に対する回答は、令和2年12月17日（木）までにメールにて回答する。

11 入札書の提出期限及び場所

- (1) 提出期限： 令和2年12月22日（火）15時00分まで。
- (2) 提出場所： 上記7に同じ。

12 開札の日時及び場所等

- (1) 開札日時： 令和2年12月23日（水）10時00分
- (2) 開札場所： 〒980-8577 宮城県仙台市青葉区片平二丁目1番1号
国立大学法人東北大学施設部会議室
- (3) その他： 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、国立大学法人東北大学理事により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

13 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、国立大学法人東北大学理事の承諾を得た場合は、持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に

相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

1.4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付（有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

1.5 工事費内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、第1回の入札書の提出に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにし、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費も明示すること。また、工事費内訳書には、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、押印すること（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）。
- (3) 提出された工事費内訳書については、契約担当者（その補助を含む。）が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表3各項に該当する場合については、競争加入者心得第3.2第1.2号に該当する入札として、当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする場合がある。
- (4) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

1.6 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

ただし、国立大学法人東北大学理事の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

1.7 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、国立大学法人東北大学理事により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

1.8 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記4(5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

1.9 契約書作成の要否等

別紙契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

2.0 支払条件

請負代金は、請求に基づき3回以内に支払うものとする。

2.1 工事保険

請負者は、工事の目的物及び工事材料について組立工事保険又は土木工事保険契約をするものとする。

2.2 再苦情申立て

国立大学法人東北大学理事からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記9(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。)以内の書面により国立大学法人東北大学理事に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。

① 提出期間：令和3年1月4日(月)から令和3年1月13日(水)まで

当該書面を持参する場合は、上記期間(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。)の9時00分から17時00分までに行うこと。

② 提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記7に同じ。

2.3 関連情報を入手するための照会窓口

上記7に同じ。

2.4 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書(案)を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。

- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、申請書別紙 3 に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 落札者の決定方法
- ① 国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第 20 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とする可能性がある。
 - ② 落札者となるべき者の入札価格が国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第 26 条に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同細則第 27 条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。調査を実施した場合は、履行可能性等を明らかにした資料等を速やかに提出するものとする。
調査中に履行不可能の申し出があつた場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うものとする。なお、調査への非協力的な対応が確認された場合は、指名停止期間が延伸することがある。
- (6) 本工事に経常建設共同企業体又は協業組合として、申請を行った場合は、単体有資格者として申請を行うことはできない。
- (7) 入札説明書等入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
- ① システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：0570-001184
 - ② ICカードの不具合等発生等の問合せ先
取得しているICカードの承認機関
ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記 7 に連絡すること。
- (9) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は令和 2 年 12 月 7 日（月）に公開する。提供方法は、上記 7 において電子データにより提供する。
この数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。

なお、入札説明書等に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

- ① 提出期間：令和2年12月7日（月）から令和2年12月11日（金）（必着）まで。持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く毎日の9時00分から17時00分までに行うこと。
- ② 提出先：上記7に同じ。
- ③ 提出方法：持参、メール又は郵送（簡易書留等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。
- ④ 回答：令和2年12月17日（木）までにメールにて回答する。